

登録住宅性能評価機関の処分の基準について（補足）

「登録住宅性能評価機関の処分の基準」別表「関係条項」欄の15②の項に掲げる「評価の業務の実施に関する基準に適合しない方法により評価の業務を実施した場合」のうち「評価方法基準等に従わずに住宅性能評価又は法第6条の2第3項若しくは第4項の規定による確認（以下「住宅性能評価等」という。）を行った場合」及び24②六の項に掲げる「その他評価の業務に関し著しく不適当な行為をした場合」における処分の内容の検討に当たっては、下記によることとする。

記

1 評価方法基準等に従わない住宅性能評価等について

評価方法基準等に従わずに住宅性能評価等を行った場合とは、次のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 評価の業務において、過失により住宅が有する性能と異なる表示をした場合
- (2) 確認の業務において、過失により、その構造及び設備が長期使用構造等（長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第2条第4項に規定する長期使用構造等をいう。以下同じ。）でない住宅について長期使用構造等である旨の確認を行った場合又はその構造及び設備が長期使用構造等である住宅について長期使用構造等でない旨の確認を行った場合
- (3) 申請書に添付される図書が不足していた場合や基準への適合を確認する上で必要となる箇所の欠落といった図書の不備等容易にチェックできる事項を見過ごした場合

2 著しく不適当な行為について

評価の業務に関し著しく不適当な行為をした場合とは、評価の業務に関し、住宅の品質確保の促進、住宅購入者等の利益の保護又は住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図ることが著しく損なわれたときとする。

3 処分の内容の検討に当たり勘案すべき事項

- (1) 評価方法基準等に従わずに住宅性能評価等を行った場合における処分の内容の検討に当

たっては、過去に改善命令を受けている場合、その時期、内容等の状況を勘案するものとする。

(2) 評価の業務に関し著しく不適当な行為をした場合における処分の内容の検討に当たっては、次に掲げる事項を勘案するものとする。

イ 評価員が犯した過失の程度※1、結果の重大さ及びその社会的影響の大きさ※2並びに過失を犯した評価員の数

※1 申請書に添付される図書が不足していた場合や基準への適合を確認する上で必要となる箇所の欠落といった図書の不備等容易にチェックできる事項を見過ごしていた場合、誤った教示をした場合等は、当該評価の業務において重大な過失があったものとして取り扱う。

※2 次に定める事項のいずれかに該当するときは、結果が重大で社会的影響が大きいものとして取り扱う。

① 構造、防火等に関する性能について表示された性能を有さないため、住宅の安全が損なわれることにより、住宅購入者等の生命、健康又は財産を侵害したとき又はそのおそれが高いとき

② 住宅の品質に対する疑いが生ずること等により、性能評価に対する国民の信頼が著しく損なわれたとき

ロ 処分事由に該当する行為が行われていた機関の事務所の数

ハ 処分事由に該当する行為が行われていた登録の区分の数

ニ 立入検査、報告等において明らかとなった事項

ホ その他処分の内容を検討するに当たり考慮すべき事項